

(別紙1—一般) 同行援護従業者養成研修 カリキュラム及び講師の基準

科目名		研修時間	内容	講師の基準
講義	(1) 視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1	視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。 1 視覚障害者福祉の背景と同行 2 視覚障害者福祉の制度とサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・障害者(児)福祉担当の行政関係職員</li> </ul>
	(2) 同行援護の制度と従業者の業務	2	同行援護の制度と従業者の業務を理解する 1 同行援護の制度 2 同行援護の業務 3 関連機関との業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> </ul>
	(3) 障害・疾病の理解①	2	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する 1 視覚障害についての理解 2 視覚障害の原因 3 見えの構造 4 同行援護の際の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・眼科医師(但し、主治医として、視覚障害者に対しての5年以上診療の経験を有する者)</li> <li>・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者)</li> <li>・視能訓練士(但し、視覚障害者に対しての5年以上支援の経験を有する者)</li> </ul>
	(4) 障害者(児)の心理①	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する 1 先天性障害と途中障害 2 障害者の心理と人間関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者)</li> <li>・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> </ul>
	(5) 情報支援と情報提供	2	移動中の必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する 1 言葉による情報提供の基礎 2 移動中の口頭による情報提供 3 状況や場面別での情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に6年以上従事したことがある者)</li> </ul>

科目名		研修時間	内容	講師の基準
講義	(6) 代筆・代読の基礎知識	2	情報支援としての代筆・代読の方法を習得する 1 代読 2 代筆 3 点字・音訳の基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者)</li> <li>・視覚障害者ガイドヘルパー(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・同行援護従業者養成研修応用課程修了者(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・点字図書館の職員(点字図書館で視覚障害者に対して5年以上支援の経験を有する者)</li> </ul>
	(7) 同行援護の基礎知識	2	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する 1 視覚障害者への接し方 2 視覚障害者の社会参加 3 視覚障害者の行動技術 4 同行援護の留意点 5 舗装具・用具の知識	
演習	(8) 基本技能	4	基本的な移動支援の技術を習得する 1 あいさつから基本姿勢まで 2 基本姿勢と留意点 3 してはいけないこと 4 歩行、曲がる 5 狭い場所の通過 6 ドアの通過 7 いすへの誘導 8 段差・階段 9 交通機関の利用の基本	
	(9) 応用技能	4	応用的な移動支援の技術を習得する 1 環境に応じた歩行 2 ささまざまな階段 3 ささまざまなドア 4 エレベーター 5 エスカレーター 6 車の乗降	
計		20		注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができるものとする。

(別紙1－応用) 同行援護従業者養成研修 カリキュラム及び講師の基準

科目名		研修時間	内容	講師の基準
講義	(1) 障害・疾病の理解②	1	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する 1 「見える」ということ 2 「見えること」と「行動」 3 弱視の見え方・見えにくさ 4 盲重複障害について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・眼科医師(但し、主治医として、視覚障害者に対しての5年以上診療の経験を有する者)</li> <li>・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者)</li> <li>・視能訓練士(但し、視覚障害者に対しての5年以上支援の経験を有する者)</li> </ul>
	(2) 障害者(児)の心理②	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。 1 障害の受容 2 家族の心理 3 視覚障害者の人間関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者)</li> <li>・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> </ul>
演習	(3) 場面別基本技能	3	日常的な外出先での技術を学ぶ 1 窓口やカウンター 2 買い物 3 雨、雪の日 4 金銭、カード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者)</li> <li>・視覚障害者ガイドヘルパー(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・同行援護従業者養成研修応用課程修了者(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)</li> <li>・点字図書館の職員(点字図書館で視覚障害者に対して5年以上支援の経験を有する者)</li> </ul>
	(4) 場面別応用技能	3	目的に応じた外出先での技術を習得する 1 病院、薬局 2 式典、会議、研修など 3 冠婚葬祭 4 盲導犬ユーザーへの対応	
	(5) 交通機関の利用	4	交通機関での移動支援技術を習得する 1 バス、電車の乗降 2 駅の改札 * 実際の公共交通機関等を利用すること	
計		12		注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができるものとする。

同行援護従業者養成研修講師基準

職種・資格名		同行援護事業所の管理者	視覚障害者の施設等の管理者	同行援護事業所のサービス提供責任者	大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員	視覚障害者ガイドヘルパー	同行援護従事者養成研修応用過程修了者	眼科医師	保健師又は看護師	視能訓練士	社会福祉士	点字図書館の職員	障害者(児)福祉担当の行政関係職員	
担当科目	一般課程(講義)	(1)視覚障害者(児)福祉サービス	○	○	○	○					○		○	
		(2)同行援護の制度と従業者の業務	○	○	○	○					○			
		(3)障害・疾病の理解①	○	○	○				○	○	○			
		(4)障害者(児)の心理①	○	○	○	○				○		○		
		(5)情報支援と情報提供	○	○	○	○	○	○		○		○		
		(6)代筆・代読の基礎知識	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
		(7)同行援護の基礎知識	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
	一般演習課程	(8)基本技能	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
		(9)応用技能	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
	応用講義課程	(1)障害・疾病の理解②	○	○	○				○	○	○			
		(2)障害者(児)の心理②	○	○	○	○				○		○		
	応用演習課程	(3)場面別基本技能	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
		(4)場面別応用技能	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
		(5)交通機関の利用	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
	備考		視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者	視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者	視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者	視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者	視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者	視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者	主治医として、視覚障害者に対しての5年以上支援の経験を有する者	医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者	視覚障害者に対しての5年以上支援の経験を有する者	視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者	点字図書館で視覚障害者に対しての5年以上支援の経験を有する者	